

## 公益社団法人足立法人会 女性部会規約

(名 称)

### 第 1 条

本会は公益社団法人足立法人会女性部会(以下、本部会という)と称する。

(事 務 所)

### 第 2 条

本部会の事務所は東京都足立区千住中居町25番7号公益社団法人足立法人会事務局(以下、事務局という)内に置く。

(目 的)

### 第 3 条

本部会は会員相互の親睦と企業経営の発展を図り、あわせて法人会の事業活動に積極的に支援協力することを目的とする。

(事 業)

### 第 4 条

本部会は前条の目的を達成するために次に挙げる事業を行う。

1. 研修会、講習会、講演会、懇談会、懇親会等
2. 友誼団体との協調連携
3. その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

### 第 5 条

本部会は、足立法人会の内部機構として、理事会に直属する。

(会員の資格)

### 第 6 条

法人会の会員で女性経営者及びこれに準ずる人で本部会の主旨に賛同する人とする。

(会 費)

### 第 7 条

会費は別に定めるところによる。

(役 員)

### 第 8 条

本部会に次の役員を置く。

部 会 長	1名
副 部 会 長	若干名
幹 事	45名以内
顧 問	3名以内

(役員を選任)

### 第 9 条

役員は総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

### 第 10 条

部会長は本部会を代表し会務を総理する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、予め定められた順位によりその職務を代行する。
3. 役員は総会の決議に従い、本部会の運営を協議執行する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は2年とする、ただし、再任を妨げないが、顧問は3期(6年)を限度とする。

(会議)

第 12 条 会議は総会及び役員会とし、部会長がこれを召集する。

(総会の開催)

第 13 条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は部会長が必要と認めた時、部会員総数の5分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求した時に開催する。

(議決の方法)

第 14 条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可・否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第 15 条 すべて会議の議長は部会長が行う。

(経費)

第 16 条 本部会の運営に必要な経費は、原則として、足立法人会の定める予算によって賄うものとする。

(収支予算・事業計画等)

第 17 条 本部会の収入・支出予算は、事業計画とともに事務局に提出し足立法人会理事会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 18 条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

付 則

本規約に規定のない事項は、法人会定款の規約を準用する。

2. 会費は年会費1,000円とする。
3. 本規約は、昭和63年11月17日より施行する。
4. 本規約は、平成5年5月20日より施行する。
5. 本規約は、平成7年5月25日より施行する。
6. 本規約は、平成11年5月19日より施行する。
7. 本規約は、平成12年5月17日より施行する。
8. 本規約は、平成26年1月30日より施行する。
9. 本規約は、平成27年4月1日より施行する。
10. 本規約は、平成29年5月17日より施行する。